

農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、所沢市農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する。

また、同条第2項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月21日

所沢市長 小野塚 勝俊



1. 所沢市農業振興地域整備計画の縦覧場所
所沢市役所別館 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目1番地の1)
2. 所沢市農業振興地域整備計画の縦覧期間
告示日以降、常時